

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 規則

- 東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(青少年・治安対策本部総合対策部青少年課)……………二
- 東京都立公園条例施行規則の一部を改正する規則……………(建設局公園緑地部公園課)……………二

### 告示

- 市街地再開発事業の規約及び事業計画の変更認可……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………二
- 市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可……………(同)……………三
- 平成十五年東京都告示第九百六十七号(東京都建築安全条例第七条の二第一項の規定に基づく区域の指定)の一部改正……………(都市整備局市街地建築部建築企画課)……………三
- 都営住宅の使用料の変更……………(都市整備局都営住宅経営部経営企画課)……………五
- 都営改良住宅及び都営再開発住宅の使用料の変更……………(同)……………九
- 都営住宅の駐車場の区画数変更……………(同)……………九
- 建築基準法による道路の指定の変更……………(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課)……………九
- 平成二十六年東京都告示第七百二十四号(東京都の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画)の一部改正……………(産業労働局農林水産部水産課)……………二〇
- 都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課)……………二〇
- 平成二十六年東京都告示第九百六十三号(東京都道路占用規則による徴収単価)の廃止……………(建設局道路管理部監察指導課)……………三
- 東京都道路占用規則による徴収単価……………(同)……………三

### 公 告

- 都立公園の位置、区域及び面積の変更……………(建設局公園緑地部公園課)……………四
- 土砂災害警戒区域等の指定(二件)……………(建設局河川部指導調整課)……………五
- 土砂災害特別警戒区域の指定……………(同)……………三
- 港湾施設の変更……………(港湾局港湾経営部経営課)……………四
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……………四
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………(同)……………四
- 東京体育館の休館日の変更……………(オリンピック・パラリンピック準備局スポーツ推進部調整課)……………四
- 東京体育館の開場時間の変更……………(同)……………四
- 駒沢オリンピック公園総合運動場の休館日……………(同)……………四
- 駒沢オリンピック公園総合運動場の休館日の変更……………(同)……………四
- 駒沢オリンピック公園総合運動場の開場時間の変更……………(同)……………四
- 東京武道館の休館日の変更……………(同)……………四
- 東京武道館の開場時間の変更……………(同)……………四
- 東京辰巳国際水泳場の休館日の変更……………(同)……………四
- 東京辰巳国際水泳場の開場時間の変更……………(同)……………四
- 有明テニスの森公園テニス施設の開場時間の変更……………(同)……………四
- 若洲海浜公園ヨット訓練所の休館日の変更……………(同)……………四
- 若洲海浜公園ヨット訓練所の開場時間の変更……………(同)……………四
- 若洲海浜公園ヨット訓練所の開場時間の変更……………(同)……………四
- 開発行為に関する工事完了……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……………四
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………四
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二件)……………(同)……………五
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………(同)……………五
- 臨海副都心進出事業者公募の中止……………(港湾局臨海開発部誘致促進課)……………五
- 東京都職員共済組合の役員の退職及び就職……………(東京都職員共済組合)……………五

### 雑 報

規則

東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年六月三十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第四百四十六号

東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則（平成十六年東京都規則第九十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第一号ロ(4)を次のように改める。

- (4) 青少年有害情報（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号。以下「青少年インターネット環境整備法」という。）第二条第三項に規定する青少年有害情報をいう。以下同じ。）の閲覧を制限するために、青少年が、携帯電話端末等のインターネットを利用して、青少年有害情報フィルタリングサービス（同条第十項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下同じ。）を利用して

第三十条の三第二項第一号中「（同条第十項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下同じ。）」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都立公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年六月三十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第四百四十七号

東京都立公園条例施行規則の一部を改正する規則

東京都立公園条例施行規則（昭和三十二年東京都規則第三十七号）の一部を次のよう

に改正する。

別表第二 二の部(一)の項中「三十九万四百万」を「五十一万二千七百万」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年七月一日から施行する。

告 示

●東京都告示第千三十九号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第七条の十六第一項の規定に基づき調布駅北第1B地区第一種市街地再開発事業の規約及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第七条の十五第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十七年六月三十日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 施行者の氏名又は名称  
株式会社バルコ及び馬部三郎
- 二 事業施行期間  
平成二十五年三月二十八日から平成二十八年三月三十一日まで
- 三 施行地区  
調布市小島町一丁目地内
- 四 第一種市街地再開発事業の名称  
調布駅北第1B地区第一種市街地再開発事業
- 五 事務所の所在地  
渋谷区神泉町八番十六号
- 六 施行認可の年月日  
平成二十五年三月二十八日
- 七 規約及び事業計画の変更の認可の年月日  
平成二十七年六月三十日

●東京都告示第千四十号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき月島一丁目3、4、5番地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十七年六月三十日

東京都知事 舩 添 要 一

一 組合の名称

月島一丁目3、4、5番地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十二年五月二十一日から平成二十八年六月三十日まで

三 施行地区

中央区月島一丁目地内

四 事務所所在地及び設立認可の年月日

中央区月島一丁目二十六番四号

平成二十二年五月二十一日

五 変更の内容

事業施行期間を平成二十二年五月二十一日から平成二十八年十月三十一日までに変更する。

六 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

平成二十七年六月三十日

●東京都告示第千四十一号

平成十五年東京都告示第九百六十七号（東京都建築安全条例第七条の三第一項の規定に基づく区域の指定）の一部を次のように改正する。

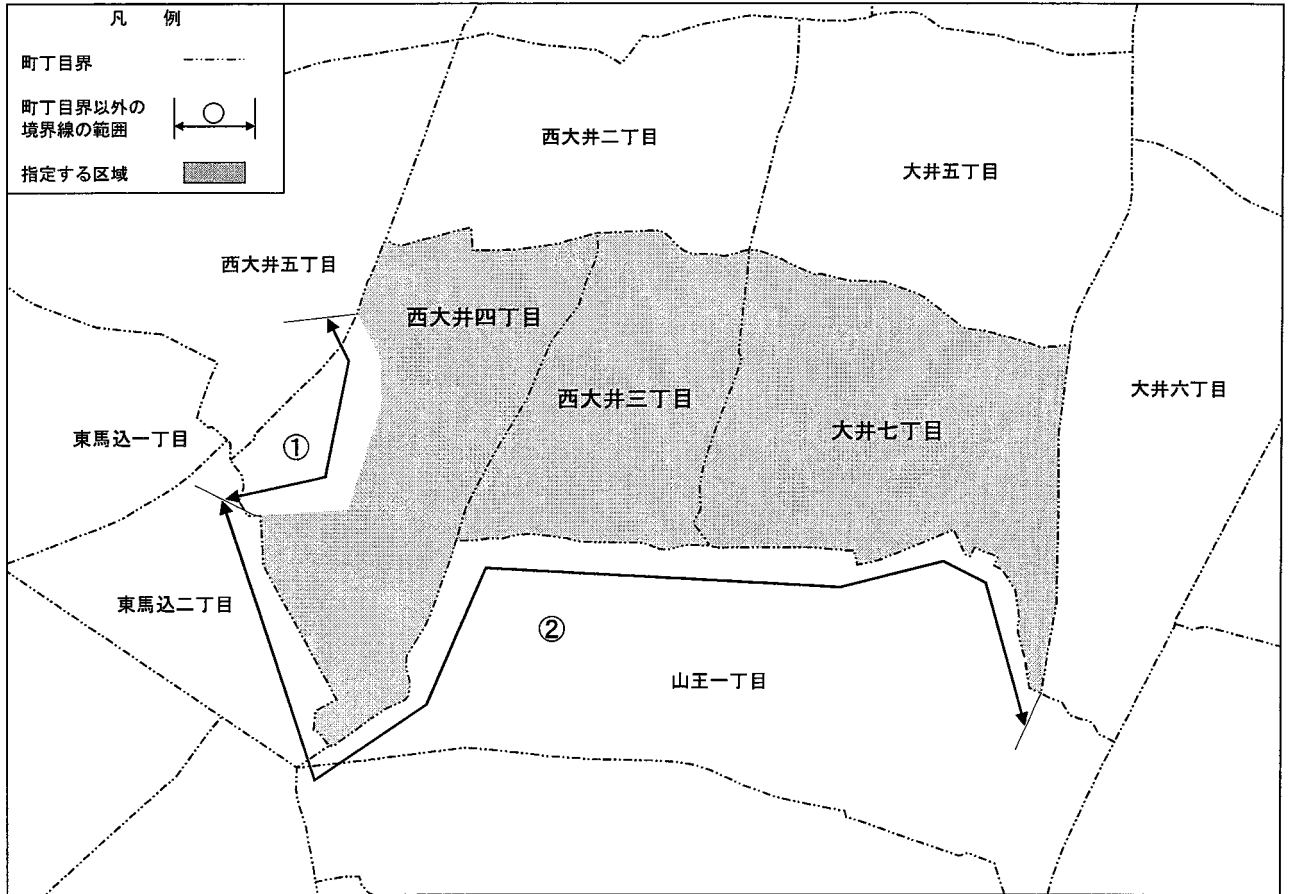
平成二十七年六月三十日

東京都知事 舩 添 要 一

別図五十一を別図五十二とし、別図三十四から別図五十五までを一図ずつ繰り下げ、別図八から別図三十までを一図ずつ繰り下げる。

別図七中「三三」を「三三」の「三」を「三」に改め、同図の次に次の一図を加える。

別図8 (品川区の一部に係る区域その2)



備考1の表中35の項から51の項までを36の項から52の項までとし、30の項を31の項とし、29の項を30の項とし、23の項から27の項までを24の項から28の項までとし、21の項を22の項とし、20の項を21の項とし、19の項を20の項とし、16の項を17の項とし、15の項を16の項とし、8の項から13の項までを9の項から14の項までとし、7の項の次に次のように加える。

8	① 道路の中心線	特別区道準幹線第28号
	② 行政区の境界線	品川区と大田区との境界

「五 別図9から別図13まで及び別図48の区域  
 六 別図23の区域 平成26年6月20日  
 七 別図24の区域 平成27年3月1日  
 八 別図31から別図33まで、別図43、別図49  
 九 別図38の区域 平成26年4月30日  
 十 別図37の区域 平成27年1月30日  
 十一 別図44及び別図45の区域 平成17年1

平成26年5月30日  
 「五 別図8の区域  
 六 別図10から別図  
 七 別図24の区域  
 八 別図25の区域  
 九 別図32から別図  
 十 別図39の区域  
 十一 別図38の区域  
 十二 別図45及び別  
 月1日 」

平成27年6月30日  
 14まで及び別図49の区域 平成26年5月30日  
 平成26年6月20日  
 平成27年3月1日  
 34まで、別図44、別図50及び別図51 平成27年3月27日  
 平成26年4月30日  
 平成27年1月30日  
 図46の区域 平成17年1月1日  
 」

別図

1 この告示は、平成二十七年十月一日から施行する。  
 2 平成二十七年東京都告示第五百一号(平成十五年東京都告示第九百六十七号(東京都建築安全条例第七条の三第一項の規定に基づく区域の指定)の一部改正)の一部を次のように改正する。

別図三十三を別図三十四に、別図三十二を別図三十三に、別図三十一を別図三十二に改める。

備考1の表中

31	①	行政界の境界線	豊島区と板橋区との境界
	②	行政界の境界線	豊島区と北区との境界
	③	都市計画道路の中心線	東京都市計画道路幹線街路放射第8号線
33	①	行政界の境界線	豊島区と北区との境界

を

32	①	行政界の境界線	豊島区と板橋区との境界
	②	行政界の境界線	豊島区と北区との境界
	③	都市計画道路の中心線	東京都市計画道路幹線街路放射第8号線
34	①	行政界の境界線	豊島区と北区との境界

に改める。

●東京都告示第千四十二号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三條第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次のように変更し、平成二十七年七月一日から実施するので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年六月三十日

東京都知事 舛添 要一

種類	構造	名称	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート(1号棟)		港区芝5-18	34.3	1	34,000	70,700
一般都営	高層耐火	港南四丁目アパート(4号棟)		港区港南4-5	42.2	1	40,400	88,000
一般都営	高層耐火	赤坂五丁目アパート(2号6号棟)		港区赤坂5-5	51.2	1	50,700	151,100
一般都営	中層耐火	戸山ハイイツアパート(1号3号棟)		新宿区戸山2	33.8	1	28,600	62,900
一般都営	中層耐火	戸山ハイイツアパート(1号5号棟)		新宿区戸山2	38.3	1	32,400	65,400
一般都営	高層耐火	戸山ハイイツアパート(3号4号棟)		新宿区戸山2	41.9	1	35,600	77,100
一般都営	中層耐火	戸山ハイイツアパート(2号2号棟)		新宿区戸山2	38.3	1	32,400	65,400
一般都営	高層耐火	戸山ハイイツアパート(3号棟)		新宿区戸山2	41.0	1	35,100	77,300
一般都営	高層耐火	戸山ハイイツアパート(3号0号棟)		新宿区戸山2	40.1	1	34,300	75,900
一般都営	高層耐火	戸山ハイイツアパート(1号0号棟)		新宿区戸山2	40.1	1	34,300	75,900
一般都営	高層耐火	戸山ハイイツアパート(2号5号棟)		新宿区戸山2	41.3	1	35,700	78,500
一般都営	高層耐火	戸山ハイイツアパート(2号8号棟)		新宿区戸山2	43.3	1	37,600	75,900
一般都営	中層耐火	戸山ハイイツアパート(3号2号棟)		新宿区戸山2	38.8	1	32,800	64,000
一般都営	高層耐火	押上二丁目アパート(5号棟)		墨田区押上2-1	36.1	1	25,800	54,400
一般都営	高層耐火	立花一丁目アパート(6号棟)		墨田区立花1-27	42.2	2	29,900	51,900
一般都営	高層耐火	白鷺東アパート(8号棟)		墨田区堤通2-6	59.7	1	43,800	69,100
一般都営	高層耐火	白鷺東アパート(3号棟)		墨田区堤通2-4	59.7	1	44,000	70,400
一般都営	高層耐火	立花六丁目アパート(2号棟)		墨田区立花6-8	55.9	1	40,700	72,500
一般都営	高層耐火	八広五丁目アパート(1号棟)		墨田区八広5-10	55.9	1	40,500	75,000
一般都営	中層耐火	大島五丁目第2アパート(1号5号棟)		江東区大島5-17	55.9	1	47,900	67,100
一般都営	中層耐火	豊洲四丁目アパート(1号1号棟)		江東区豊洲4-5	39.0	1	30,900	48,900
一般都営	中層耐火	南砂三丁目アパート(1号0号棟)		江東区南砂3-11	37.0	1	28,700	52,500
一般都営	中層耐火	南砂三丁目アパート(4号棟)		江東区南砂3-11	36.7	1	28,800	51,600
一般都営	中層耐火	南砂三丁目アパート(6号棟)		江東区南砂3-11	36.7	1	28,800	51,600
一般都営	中層耐火	亀戸七丁目アパート(7号棟)		江東区亀戸7-55	36.7	1	29,200	40,000
一般都営	高層耐火	亀戸七丁目アパート(8号棟)		江東区亀戸7-57	34.3	2	28,000	44,700
一般都営	高層耐火	亀戸七丁目アパート(1号2号棟)		江東区亀戸7-57	42.2	2	34,800	53,300
一般都営	中層耐火	亀戸六丁目アパート(1号棟)		江東区亀戸6-54	32.6	4	25,800	38,300
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート(3号7号棟)		江東区辰巳1-8	33.4	1	26,200	42,100
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート(4号0号棟)		江東区辰巳1-8	36.6	1	28,700	43,800
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート(4号5号棟)		江東区辰巳1-8	36.6	1	28,700	43,800
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート(4号8号棟)		江東区辰巳1-9	33.4	1	26,200	42,100
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート(5号8号棟)		江東区辰巳1-9	36.6	1	28,700	43,800
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート(6号1号棟)		江東区辰巳1-9	36.6	1	28,700	43,800

種類	構造	名称	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート(6号5号棟)		江東区辰巳1-10	33.4	1	26,200	42,100
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート(7号8号棟)		江東区辰巳1-10	36.6	1	28,700	43,800
一般都営	中層耐火	南砂五丁目アパート(3号棟)		江東区南砂5-24	33.4	1	26,700	43,100
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート(3号棟)		江東区東砂2-13	37.9	1	30,300	50,300
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート(7号棟)		江東区東砂2-13	33.4	2	26,700	38,400
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート(1号3号棟)		江東区東砂2-13	33.4	1	26,700	38,400
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート(1号8号棟)		江東区東砂2-13	33.4	2	26,700	38,400
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート(2号1号棟)		江東区東砂2-13	37.9	1	30,300	50,300
一般都営	高層耐火	東砂二丁目第2アパート(3号3号棟)		江東区東砂2-12	34.4	2	27,600	43,400
一般都営	高層耐火	東陽三丁目アパート(2号棟)		江東区東陽3-22	34.4	1	28,300	36,800
一般都営	高層耐火	東雲一丁目アパート(1号棟)		江東区東雲1-7	34.3	1	27,600	44,100
一般都営	高層耐火	東雲一丁目アパート(3号棟)		江東区東雲1-8	34.3	1	27,600	44,100
一般都営	中層耐火	大島八丁目第2アパート(9号棟)		江東区大島8-21	48.1	1	40,300	69,800
一般都営	高層耐火	南砂四丁目アパート(1号棟)		江東区南砂4-4	37.9	1	30,900	47,800
一般都営	高層耐火	北砂一丁目第3アパート(1号棟)		江東区北砂1-3	39.5	1	32,000	51,900
一般都営	高層耐火	東雲二丁目アパート(4号棟)		江東区東雲2-4	51.2	1	42,500	73,400
一般都営	高層耐火	亀戸九丁目アパート(2号棟)		江東区亀戸9-33	51.2	1	43,500	70,600
一般都営	高層耐火	八潮五丁目ロアパート(1号棟)		品川区八潮5-1	61.3	1	53,900	95,600
一般都営	高層耐火	八潮五丁目アパート(1号棟)		品川区八潮5-1	59.6	1	52,400	93,800
一般都営	高層耐火	八潮五丁目アパート(4号9号棟)		品川区八潮5-10	59.5	1	52,500	95,000
一般都営	中層耐火	南六郷一丁目第5アパート(7号棟)		大田区南六郷1-25	59.6	1	50,700	92,900
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート(1号5号棟)		大田区矢口2-21	32.9	1	26,100	37,800
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート(1号6号棟)		大田区矢口2-21	36.5	2	28,900	40,600
一般都営	高層耐火	東糞谷六丁目アパート(2号棟)		大田区東糞谷6-9	37.3	2	29,800	44,400
一般都営	中層耐火	東糞谷六丁目アパート(6号棟)		大田区東糞谷6-9	39.0	1	30,500	34,800
一般都営	中層耐火	西糞谷二丁目第2アパート(5号棟)		大田区西糞谷2-26	39.0	1	31,900	55,700
一般都営	高層耐火	萩中三丁目アパート(1号8号棟)		大田区萩中3-27	42.2	2	33,900	61,900
一般都営	高層耐火	大森東一丁目アパート(6号棟)		大田区大森東1-36	59.6	1	50,200	87,100
一般都営	中層耐火	代田一丁目第2アパート(6号棟)		世田谷区代田1-10	42.3	1	35,300	71,300
一般都営	中層耐火	喜多見二丁目アパート(4号棟)		世田谷区喜多見2-10	56.8	1	44,800	75,400
一般都営	中層耐火	喜多見二丁目アパート(9号棟)		世田谷区喜多見2-10	52.4	1	41,300	69,600
一般都営	中層耐火	喜多見二丁目アパート(1号3号棟)		世田谷区喜多見2-10	52.4	1	41,300	69,600
一般都営	中層耐火	笹塚二丁目アパート(4号4号棟)		渋谷区笹塚2-49	36.4	1	32,100	65,200
一般都営	中層耐火	幡ヶ谷二丁目第2アパート(5号4-1号棟)		渋谷区幡ヶ谷2-54	38.7	1	33,300	50,500

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	渋谷東二丁目第2アパート(3号棟)	渋谷区東2-25	34.4	2	30,900	74,500
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート(3号棟)	渋谷区広尾5-7	34.3	2	32,400	78,300
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート(2号棟)	渋谷区広尾5-7	34.3	2	32,400	78,300
一般都営	中層耐火	上井草四丁目アパート(4号棟)	杉並区上井草4-17	39.0	1	29,000	62,200
一般都営	中層耐火	高井戸東一丁目アパート(3号棟)	杉並区高井戸東1-14	39.0	1	29,000	64,300
一般都営	高層耐火	北大塚一丁目アパート(10号棟)	豊島区北大塚1-15	38.2	1	31,300	65,200
一般都営	高層耐火	南大塚二丁目アパート(1号棟)	豊島区南大塚2-36	42.2	2	36,100	55,700
一般都営	高層耐火	赤羽西六丁目アパート(3号棟)	北区赤羽西6-3	43.9	1	35,000	54,500
一般都営	高層耐火	王子本町アパート(16号棟)	北区王子本町3-4	37.3	1	29,700	54,100
一般都営	中層耐火	王子本町第2アパート(5号棟)	北区王子本町3-12	31.9	1	24,400	45,500
一般都営	中層耐火	浮間三丁目アパート(4号棟)	北区浮間3-4	33.4	1	25,600	44,900
一般都営	中層耐火	滝野川三丁目アパート(2号棟)	北区滝野川3-64	36.7	1	28,300	45,300
一般都営	中層耐火	滝野川三丁目アパート(3号棟)	北区滝野川3-63	36.7	1	28,400	46,900
一般都営	中層耐火	滝野川三丁目アパート(12号棟)	北区滝野川3-69	39.0	1	30,700	49,600
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目アパート(14号棟)	北区滝野川3-71	42.2	1	33,700	62,300
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目第2アパート(1号棟)	北区滝野川3-79	36.1	2	28,300	43,400
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目第2アパート(16号棟)	北区滝野川3-80	37.3	1	29,900	45,900
一般都営	中層耐火	滝野川二丁目第2アパート(20号棟)	北区滝野川2-55	42.3	1	33,600	55,900
一般都営	中層耐火	滝野川二丁目第2アパート(20号棟)	北区滝野川2-55	42.3	1	33,800	50,200
一般都営	中層耐火	赤羽北三丁目アパート(6号棟)	北区赤羽北3-11	51.0	1	41,400	74,200
一般都営	高層耐火	東日暮里一丁目アパート(21号棟)	荒川区東日暮里1-17	34.3	1	24,800	41,100
一般都営	高層耐火	南千住二丁目アパート(1号棟)	荒川区南千住2-33	42.2	1	30,400	51,500
一般都営	高層耐火	坂下一丁目アパート(10号棟)	板橋区坂下1-8	42.2	7	31,900	47,800
一般都営	高層耐火	新河岸二丁目アパート(9号棟)	板橋区新河岸2-10	34.4	1	24,700	37,500
一般都営	中層耐火	前野町六丁目第2アパート(3号棟)	板橋区前野町6-51	55.9	1	43,300	81,500
一般都営	中層耐火	坂下三丁目第3アパート(1号棟)	板橋区坂下3-24	51.0	1	39,100	68,500
一般都営	高層耐火	新河岸一丁目アパート(2号棟)	板橋区新河岸1-3	51.2	1	38,700	66,400
一般都営	中層耐火	練馬開町北三丁目第2アパート(1号棟)	練馬区開町北3-9	55.9	1	44,500	88,800
一般都営	高層耐火	光が丘第2アパート(5-5-5号棟)	練馬区光が丘5-5	62.3	1	50,200	102,000
一般都営	高層耐火	光が丘第2アパート(5-5-6号棟)	練馬区光が丘5-5	61.4	2	49,500	100,600
一般都営	中層耐火	関原二丁目アパート(20号棟)	足立区関原2-14	51.0	1	37,000	62,800
一般都営	中層耐火	足立中央本町五丁目アパート(1号棟)	足立区中央本町5-15	48.1	1	35,200	62,500
一般都営	中層耐火	西保木間一丁目第2アパート(2号棟)	足立区西保木間1-2	55.9	1	41,400	74,700
一般都営	中層耐火	西保木間一丁目第2アパート(3号棟)	足立区西保木間1-3	48.1	1	35,700	64,300

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	島根四丁目アパート(3号棟)	足立区島根4-19	51.0	1	37,700	67,100
一般都営	高層耐火	梅田三丁目アパート(23号棟)	足立区梅田3-2	51.2	1	37,700	69,000
一般都営	中層耐火	六月町一丁目アパート(6号棟)	足立区六月1-33	37.3	1	25,700	42,400
一般都営	中層耐火	保木間町アパート(2号棟)	足立区保木間1-35	42.3	2	30,300	48,000
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート(1号棟)	足立区東保木間1-5	33.4	1	22,800	38,600
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート(7号棟)	足立区東保木間1-5	33.4	1	22,800	38,600
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート(10号棟)	足立区東保木間1-5	33.4	1	22,800	38,600
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート(13号棟)	足立区東保木間1-5	37.3	1	25,500	41,000
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート(21号棟)	足立区東保木間1-5	37.3	1	25,500	41,000
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート(1号棟)	足立区西保木間4-1	37.3	1	25,700	43,900
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート(14号棟)	足立区西保木間4-5	33.4	1	23,100	39,300
一般都営	中層耐火	上沼田第3アパート(7号棟)	足立区江北7-12	35.7	1	24,500	39,400
一般都営	高層耐火	谷在家アパート(12号棟)	足立区谷在家3-22	37.9	1	25,900	41,100
一般都営	中層耐火	伊興町アパート(3号棟)	足立区伊興1-7	33.4	1	23,300	40,800
一般都営	中層耐火	辰沼町アパート(1号棟)	足立区辰沼1-2	37.7	1	25,800	42,500
一般都営	中層耐火	花畑第3アパート(4号棟)	足立区南花畑4-11	37.7	1	25,600	42,700
一般都営	高層耐火	鹿浜五丁目アパート(11号棟)	足立区鹿浜5-24	41.0	1	28,200	45,300
一般都営	高層耐火	鹿浜五丁目アパート(13号棟)	足立区鹿浜5-24	41.0	1	28,200	45,300
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(5号棟)	足立区花畑4-4	38.3	1	26,200	39,100
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(7号棟)	足立区花畑4-4	38.3	1	26,200	39,100
一般都営	高層耐火	花畑第4アパート(11号棟)	足立区花畑4-4	42.0	1	28,500	44,300
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(17号棟)	足立区花畑4-5	36.4	1	24,700	37,100
一般都営	中層耐火	花畑第5アパート(5号棟)	足立区花畑2-11	36.4	1	25,100	40,500
一般都営	中層耐火	西新井六丁目アパート(7号棟)	足立区西新井6-15	42.3	1	30,000	46,700
一般都営	中層耐火	舎人町アパート(1号棟)	足立区舎人6-11	51.0	1	36,600	58,000
一般都営	中層耐火	舎人町アパート(8号棟)	足立区舎人6-11	47.6	1	33,700	51,400
一般都営	中層耐火	舎人町アパート(12号棟)	足立区舎人6-13	51.0	1	36,100	55,200
一般都営	中層耐火	舎人町アパート(16号棟)	足立区舎人6-9	42.3	1	29,900	45,700
一般都営	高層耐火	舎人町アパート(18号棟)	足立区舎人6-9	43.6	1	30,800	49,400
一般都営	中層耐火	平野三丁目第2アパート(7号棟)	足立区平野3-14	51.0	1	36,500	59,000
一般都営	高層耐火	六木三丁目アパート(5号棟)	足立区六木3-39	55.9	2	40,400	71,200
一般都営	高層耐火	足立加賀二丁目アパート(6号棟)	足立区加賀2-31	55.9	1	40,400	71,400
一般都営	中層耐火	足立加賀二丁目アパート(5号棟)	足立区加賀2-31	55.9	2	40,600	67,600
一般都営	中層耐火	足立入谷町アパート(1号棟)	足立区入谷8-2	55.9	1	40,300	66,600

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	青井三丁目第2アパート(3号棟)	足立区青井3-30	55.9	1	41,400	79,700
一般都営	高層耐火	青戸三丁目アパート(6号棟)	葛飾区青戸3-8	51.2	1	38,000	68,500
一般都営	中層耐火	亀有四丁目アパート(12号棟)	葛飾区亀有4-11	51.0	1	37,500	67,900
一般都営	高層耐火	小菅三丁目アパート(1号棟)	葛飾区小菅3-6	55.9	1	41,700	77,500
一般都営	中層耐火	西水元五丁目アパート(6号棟)	葛飾区西水元5-9	59.6	1	43,600	73,800
一般都営	高層耐火	平井三丁目アパート(2号棟)	江戸川区平井3-5	51.2	1	40,500	70,100
一般都営	高層耐火	宇喜田町第2アパート	江戸川区西葛西4-1	50.9	1	40,700	68,200
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート(4号棟)	江戸川区清新町2-8	55.9	1	45,000	85,900
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン南大沢団地(3-4-1号棟)	八王子市南大沢3-4	60.7	1	35,200	70,000
一般都営	高層耐火	多摩ニュータウン南大沢団地(3-4-6号棟)	八王子市南大沢3-4	61.4	1	35,800	76,200
一般都営	中層耐火	上連雀一丁目アパート(1号棟)	三鷹市上連雀1-22	55.9	1	41,900	86,800
一般都営	中層耐火	下連雀一丁目アパート(21号棟)	三鷹市下連雀1-10	42.3	1	30,800	62,700
一般都営	中層耐火	中原四丁目第1アパート(1号棟)	三鷹市中原4-17	47.6	1	33,700	59,300
一般都営	中層耐火	野崎吉野東アパート(2号棟)	三鷹市野崎1-11	42.3	1	30,300	56,000
一般都営	中層耐火	昭和町一丁目アパート(2号棟)	昭島市昭和町1-10	59.6	1	35,000	75,300
一般都営	中層耐火	昭島東町一丁目アパート(3号棟)	昭島市東町1-15	51.0	1	27,100	57,100
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(2号棟)	調布市国領町3-8	53.5	1	30,900	74,000
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(6号棟)	調布市国領町8-1	53.5	1	32,100	79,300
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(7号棟)	調布市国領町8-1	51.2	2	30,700	75,900
一般都営	中層耐火	調布富士見町四丁目第2アパート(3号棟)	調布市富士見町4-6	62.1	1	38,200	88,200
一般都営	中層耐火	調布富士見町一丁目アパート(1号棟)	調布市富士見町1-8	55.9	1	33,300	75,800
一般都営	中層耐火	人間町三丁目アパート(3号棟)	調布市人間町3-3	59.6	1	38,200	89,400
一般都営	中層耐火	金森第4アパート(1号棟)	町田市金森2-23	55.9	1	34,500	71,200
一般都営	中層耐火	金森第4アパート(4号棟)	町田市金森2-23	59.6	1	36,600	75,900
一般都営	中層耐火	町田中町四丁目アパート(4号棟)	町田市中町4-7	59.6	1	35,900	82,400
一般都営	中層耐火	町田中町四丁目アパート(5号棟)	町田市中町4-7	59.6	1	35,400	80,400
一般都営	中層耐火	成瀬アパート(8号棟)	町田市成瀬7-10	55.9	1	30,600	60,500
一般都営	中層耐火	成瀬アパート(17号棟)	町田市成瀬7-10	55.9	1	30,600	60,500
一般都営	中層耐火	成瀬アパート(10号棟)	町田市成瀬7-10	55.9	1	31,600	64,500
一般都営	中層耐火	成瀬アパート(9号棟)	町田市成瀬7-10	55.9	1	31,600	64,500
一般都営	高層耐火	成瀬アパート(5号棟)	町田市成瀬7-10	55.9	1	31,600	70,100
一般都営	高層耐火	森野二丁目アパート(46号棟)	町田市森野2-2	55.9	3	32,600	77,000
一般都営	中層耐火	忠生四丁目アパート(4号棟)	町田市忠生4-6	55.9	1	30,500	59,200
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート(6号棟)	町田市相原町3190	55.9	2	29,900	63,400

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	日野三沢アパート(4号棟)	日野市三沢1130-2	41.7	1	19,900	40,400
一般都営	中層耐火	東村山富士見町アパート(1号棟)	東村山市富士見町2-9	42.3	1	23,100	45,500
一般都営	中層耐火	富士木三丁目アパート(1号棟)	国分寺市富士木3-13	51.0	1	28,200	59,900
一般都営	中層耐火	国立北三丁目アパート(15号棟)	国立市北3-22	48.1	1	27,400	59,800
一般都営	中層耐火	国立東四丁目アパート(17号棟)	国立市東4-6	59.6	1	38,100	88,900
一般都営	中層耐火	西原町四丁目アパート(4号棟)	西東京市西原町4-10	60.2	1	37,000	80,200
一般都営	中層耐火	田無北原町一丁目アパート(1号棟)	西東京市北原町1-32	60.2	1	37,400	85,000
一般都営	中層耐火	田無北原町一丁目アパート(3号棟)	西東京市北原町1-32	51.1	1	31,800	72,100
一般都営	中層耐火	田無向台四丁目第2アパート(2号棟)	西東京市向台町4-16	48.1	1	29,000	64,100
一般都営	中層耐火	狛江アパート(35号棟)	狛江市和泉本町4-7	33.4	1	16,500	44,900
一般都営	中層耐火	狛江アパート(39号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.3	1	18,600	47,700
一般都営	中層耐火	清瀬竹丘一丁目アパート(3号棟)	清瀬市竹丘1-8	42.4	1	23,100	46,800
一般都営	中層耐火	清瀬竹丘一丁目アパート(13号棟)	清瀬市竹丘1-5	48.1	1	27,600	56,700
一般都営	中層耐火	八幡町第1アパート(4号棟)	東久留米市八幡町2-11	41.7	1	22,100	44,400
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン和田団地(3-4-1号棟)	多摩市和田3-4	37.7	1	17,700	33,800
一般都営	高層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(1-2-1号棟)	多摩市愛宕1-2	38.7	1	18,400	36,300
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(1-3-1号棟)	多摩市愛宕1-3	37.3	1	17,600	32,900
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(3-4-2号棟)	多摩市愛宕3-4	40.1	1	19,300	35,400
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン豊ヶ丘団地(6-1-1号棟)	多摩市豊ヶ丘6-1	42.3	1	21,500	37,700
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン豊ヶ丘団地(6-1-2号棟)	多摩市豊ヶ丘6-1	42.3	1	21,500	37,700
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン豊ヶ丘団地(6-1-3号棟)	多摩市豊ヶ丘6-1	51.1	1	25,800	45,600
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン貝取団地(2-4-3号棟)	多摩市貝取2-4	55.9	1	30,200	55,300



●東京都告示第千四十三号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三條第二項及び第五十六條第一項第三号の規定に基づき都営改良住宅の使用料を、同條例第三條第二項及び第七十一條において準用する同條例第五十六條第一項第三号の規定に基づき都営再開発住宅の使用料を次のように変更し、平成二十七年七月一日から実施するので、同條例第三條第三項の規定により告示する。

平成二十七年六月三十日

東京都知事 外 添 要 一

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料
改良	中層耐火	南青山一丁目第2アパート(1号棟)	港区南青山1-18	34.3	2	31,300
改良	高層耐火	西大久保アパート(5号棟)	新宿区大久保3-9	43.9	1	38,200
改良	高層耐火	白鬚東アパート(17号棟)	墨田区堤通2-10	51.3	1	37,100
改良	高層耐火	白鬚東アパート(17号棟)	墨田区堤通2-10	63.4	1	45,900
改良	中層耐火	南砂三丁目アパート(13号棟)	江東区南砂3-11	32.6	1	25,400
改良	中層耐火	南砂三丁目アパート(1号棟)	江東区南砂3-11	32.6	1	25,700
改良	中層耐火	南砂三丁目アパート(3号棟)	江東区南砂3-11	33.4	1	26,500
改良	中層耐火	南砂五丁目アパート(4号棟)	江東区南砂5-24	33.4	1	26,700
改良	中層耐火	萩中一丁目アパート(13号棟)	大田区萩中1-3	49.8	1	39,600
改良	中層耐火	西巢鴨二丁目アパート(24-2号棟)	豊島区西巢鴨2-24	36.2	1	28,700
改良	高層耐火	赤羽西五丁目アパート(4号棟)	北区赤羽西5-12	37.3	1	29,400
改良	中層耐火	豊島七丁目アパート(1号棟)	北区豊島7-7	36.2	1	28,000
改良	高層耐火	荒川七丁目仲道アパート(1号棟)	荒川区荒川7-8	56.6	1	41,300
改良	高層耐火	荒川七丁目仲道アパート(1号棟)	荒川区荒川7-8	40.6	2	29,600
再開発	高層耐火	南千住八丁目第2アパート(7号棟)	荒川区南千住8-12	52.9	1	41,800

●東京都告示第千四十四号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第九十三條において準用する同條例第三條第二項の規定に基づき、駐車場の区画数を次のように変更する。

平成二十七年六月三十日

東京都知事 外 添 要 一

名称	位置	区画数
久我山アパート駐車場	杉並区久我山一丁目	四五区画
高砂四丁目アパート駐	葛飾区高砂四丁目一	一八六区画
車場	番ほか	
下保谷二丁目第2アパ	西東京市下保谷二丁	四六区画
ート駐車場	目四番ほか	

●東京都告示第千四十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二條第二項の規定による道路の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年六月三十日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

変更に係る道路の種類	変更年月日	変更に係る道路の位置	変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二條第二項の規定	平成二十七年六月九日	西東京市保谷町六丁目千百	延長 一二五・二七

による道路

- 二十番六十一、幅員 四・〇〇
- 同番九十六、
- 千百三十五番
- 一、同番三、
- 同番三地先、
- 同番九、千
- 四十八番一、
- 同番二、千
- 五十番、千
- 五十一番一、
- 同番三、同
- 四、千百五
- 二番二、同
- 四及び同番
- の各一部

●東京都告示第千四十六号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）第四条第七項の規定に基づき、東京都の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成二十六年東京都告示第千七百二十四号）の一部を平成二十七年六月十一日付けで次のように変更したので、同条第十項において準用する同条第五項の規定により公表する。

平成二十七年六月三十日

東京都知事 舛 添 要 一

第一項中「3,606トン」を「3,837トン」に、「31億円」を「33億円」に改める。

第二項中「平成27年（平成27年7月～平成28年6月）

注1」を「平成27年（平成27年7月～平成28年6月）

26,000トン」に改める。「（注1）平成27年まさば及びごまさばの知事管理量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。」を削る。

第三項中「平成27年（平成27年7月～平成28年6月）注2」を「平成27年（平成27年7月～平成28年6月）25,950トン」に改める。「（注2）平成27年まさば及びごまさばの数量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。」を削る。

●東京都告示第千四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年六月三十日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

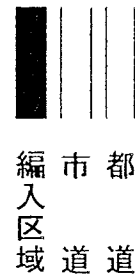
平成二十七年六月三十日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 路線名 新宿青梅
- 二 変更の区間 東村山市本町一丁目五番十三地先から同所五番二地内まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

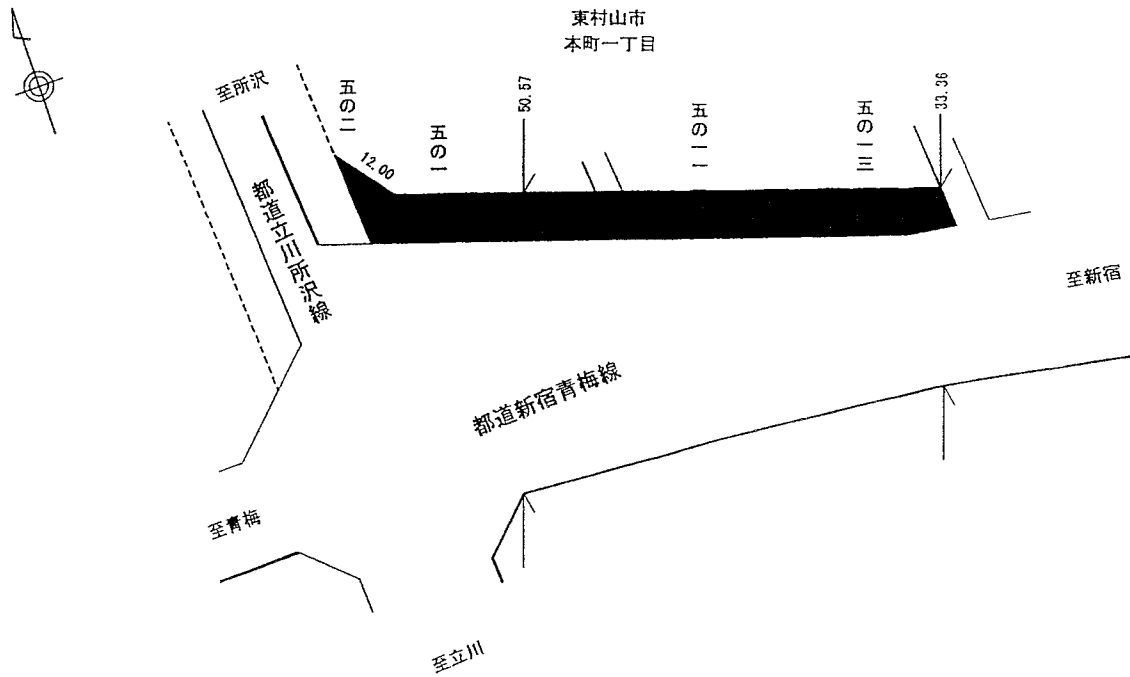
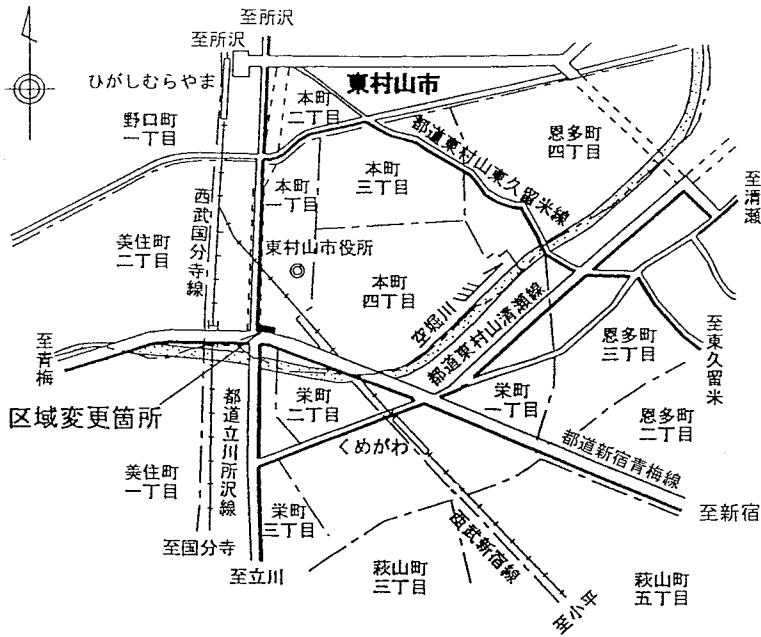
別図

都道新宿青梅線区域変更略図  
東村山市本町一丁目地内



延長 一〇三・七四メートル  
面積 八一三・五八平方メートル

計画線



●東京都告示第千四十八号

平成二十六年東京都告示第九百六十三号(東京都道路占用規則による徴収単価)は、平成二十七年六月三十日限り廃止する。

平成二十七年六月三十日

東京都知事 舛 添 要 一

●東京都告示第千四十九号

東京都道路占用規則(昭和五十二年東京都規則第三百三十二号)第十七条の規定に基づき、徴収単価を別表のとおり定め、平成二十七年七月一日から施行する。ただし、この徴収単価によることが困難なものについては、別途算出した単価による。

なお、この告示の施行の日前に掘削復旧面積又は掘削復旧延長を確認したものについては、なお従前の例による。

平成二十七年六月三十日

東京都知事 舛 添 要 一

別表 道路掘削復旧工事監督事務徴収単価表

別表	別歩	工	種	単	位	A	B	C	右側	左側
						徴	取	単	量	間
						(円)	(円)	(円)	単	単
1	車道	車道舗装	20型	トルに方メ	一、一四〇	一、一四〇	一、一四〇	四七〇	一、一四〇	四七〇
2	車道	車道舗装	25型	トルに方メ	二、二四〇	二、二四〇	二、二四〇	六一〇	二、二四〇	六一〇
3	車道	車道舗装	40型	トルに方メ	三、七二〇	三、七二〇	三、七二〇	八三〇	三、七二〇	八三〇
4	車道	車道舗装	55型	トルに方メ	四、四四〇	四、四四〇	四、四四〇	一、一七〇	四、四四〇	一、一七〇
5	車道	車道舗装	60型	トルに方メ	五、〇五〇	五、〇五〇	五、〇五〇	一、四四〇	五、〇五〇	一、四四〇
6	車道	車道舗装	70型	トルに方メ	六、四六〇	六、四六〇	六、四六〇	一、八四〇	六、四六〇	一、八四〇
7	車道	車道舗装	85型	トルに方メ	七、四四〇	七、四四〇	七、四四〇	二、一〇〇	七、四四〇	二、一〇〇
8	車道	車道舗装(改質日装)	60型	トルに方メ	五、三九〇	五、三九〇	五、三九〇	一、六三〇	五、三九〇	一、六三〇
9	車道	車道舗装(改質日装)	70型	トルに方メ	六、四九〇	六、四九〇	六、四九〇	一、八六〇	六、四九〇	一、八六〇
10	車道	車道舗装(改質日装)	85型	トルに方メ	七、四九〇	七、四九〇	七、四九〇	二、一三〇	七、四九〇	二、一三〇
11	車道	車道舗装(低騒音装)	60型	トルに方メ	五、二〇〇	五、二〇〇	五、二〇〇	一、五六〇	五、二〇〇	一、五六〇
12	車道	車道舗装(低騒音装)	70型	トルに方メ	六、五〇七	六、五〇七	六、五〇七	一、九五〇	六、五〇七	一、九五〇
13	車道	アスコシ	5型	トルに方メ	三、八〇	三、八〇	三、八〇	一、一八〇	三、八〇	一、一八〇
14	車道	アスコシ	10型	トルに方メ	二、一〇	二、一〇	二、一〇	四九〇	二、一〇	四九〇
15	車道	アスコシ	15型	トルに方メ	二、八六〇	二、八六〇	二、八六〇	六八〇	二、八六〇	六八〇
16	車道	アスコシ	20型	トルに方メ	三、三七〇	三、三七〇	三、三七〇	八五〇	三、三七〇	八五〇
17	車道	アスコシ	25型	トルに方メ	三、七四〇	三、七四〇	三、七四〇	一、〇三〇	三、七四〇	一、〇三〇
18	車道	アスコシ	35型	トルに方メ	四、六三〇	四、六三〇	四、六三〇	一、四三〇	四、六三〇	一、四三〇
19	車道	アスコシ(改質日)	26型	トルに方メ	三、七九〇	三、七九〇	三、七九〇	一、〇七〇	三、七九〇	一、〇七〇
20	車道	アスコシ(改質日)	36型	トルに方メ	四、六八〇	四、六八〇	四、六八〇	一、三五〇	四、六八〇	一、三五〇
21	車道	アスコシ(低騒音)	26型	トルに方メ	三、六八〇	三、六八〇	三、六八〇	一、一五〇	三、六八〇	一、一五〇
22	車道	アスコシ(低騒音)	36型	トルに方メ	四、七六〇	四、七六〇	四、七六〇	一、四三〇	四、七六〇	一、四三〇
23	車道	踏盤工	30型	トルに方メ	一、一七〇	一、一七〇	一、一七〇	四七〇	一、一七〇	四七〇
24	車道	踏盤工	35型	トルに方メ	一、三三〇	一、三三〇	一、三三〇	五二〇	一、三三〇	五二〇
25	車道	踏盤工	40型	トルに方メ	一、五九〇	一、五九〇	一、五九〇	六六〇	一、五九〇	六六〇

その他	50	植付等感石	一メートルにつき	一、〇四六〇	一、〇七八〇	一、〇七八〇
その他	49	埋石	一メートルにつき	一、〇三〇〇	九六〇〇	九六〇〇
その他	48	歩道正石	一メートルにつき	一、〇八九〇	一、〇三三〇	一、〇三三〇
その他	47	し形・U形側溝	一メートルにつき	三、〇二七〇	二、〇四九〇	二、〇二二〇
その他	46	併ぎ	一メートルにつき	四、〇四五〇	三、〇三八〇	二、〇五九〇
歩道	45	歩道併設先行仮舗装	一平方メートルにつき	一、〇一八〇	一、〇一四〇	一、〇一四〇
歩道	44	乗入れ舗装 (インタールロッキング)	一平方メートルにつき	三、〇二二〇	二、〇五二〇	二、〇五二〇
歩道	43	乗入れ舗装 (インタールロッキング)	一平方メートルにつき	二、〇九六〇	一、〇七三〇	一、〇七三〇
歩道	42	アスコン (乗入れ)	一平方メートルにつき	一、〇三三〇	七三〇〇	七三〇〇
歩道	41	アスコン (乗入れ)	一平方メートルにつき	四、〇七〇	三、〇四〇	二、〇九〇
歩道	40	乗入れ舗装 (アスコン)	一平方メートルにつき	三、〇二二〇	二、〇四八〇	二、〇三八〇
歩道	39	乗入れ舗装 (アスコン)	一平方メートルにつき	三、〇二二〇	二、〇三八〇	二、〇三八〇
歩道	38	セメコン (乗入れ)	一平方メートルにつき	一、〇六九〇	九五〇〇	九五〇〇
歩道	37	セメコン (乗入れ)	一平方メートルにつき	九、〇四〇	七六〇〇	四六〇〇
歩道	36	乗入れ舗装 (セメコン)	一平方メートルにつき	三、〇五七〇	三、〇五〇	三、〇八〇
歩道	35	乗入れ舗装 (セメコン)	一平方メートルにつき	三、〇二二〇	二、〇五二〇	二、〇五二〇
歩道	34	乗入れ舗装 (透水)	一平方メートルにつき	二、〇六三〇	一、〇二八〇	一、〇二八〇
歩道	33	インタールロッキング舗装 (非透水)	一平方メートルにつき	一、〇六三〇	一、〇二八〇	一、〇二八〇
歩道	32	コンタリート平板舗装	一平方メートルにつき	一、〇八五〇	一、〇四九〇	一、〇四九〇
歩道	31	アスコン (透水)	一平方メートルにつき	四、〇二二〇	二、〇四〇	二、〇四〇
歩道	30	アスコン (非透水)	一平方メートルにつき	三、〇八〇	二、〇七〇	二、〇七〇
歩道	29	歩道舗装 (透水)	一平方メートルにつき	一、〇四九〇	一、〇三〇	一、〇三〇
歩道	28	歩道舗装 (非透水)	一平方メートルにつき	七、〇一〇	七、〇二〇	七、〇二〇
歩道	27	在道併設先行仮舗装	一平方メートルにつき	三、〇一四〇	三、〇二〇	一、〇一六〇
歩道	26	砕石舗装	一平方メートルにつき	一、〇一〇	一、〇八〇	一、〇八〇

その他 51 中央付感石  
 その他 52 区画線  
 一、〇九〇〇  
 三、〇七〇〇  
 一、〇三九〇  
 二、〇三八〇  
 一、〇三四〇

附記

一 掘削復旧工事に当たっては、道路占用工事要綱によることとし、道路掘削復旧工事監督事務費の徴収対象範囲は、掘削部分及びKd部分とする。

二 道路掘削復旧工事監督事務費の額は、道路の機能を原状に回復し得る工種により、掘削復旧面積、掘削復旧延長に、それぞれ別表の徴収単価を乗じて得た額とする。

なお、掘削復旧面積は、小数点以下を切り捨てて計算し(当該面積が一平方メートル未満の場合は、一平方メートルとする。)、掘削復旧延長は、小数点第二位以下を切り捨てて計算する。

三 徴収単価の適用区分は、工種ごとに定める単位により掘削復旧面積又は掘削復旧延長に従い、次に定めるところによる。

なお、街きよ用集水ます、L形側溝用集水ます、U形側溝用集水ます及び歩道植樹帯縁石(端部)の徴収単価適用区分は、それぞれ設置する街きよ、L形側溝、U形側溝及び歩道植樹帯縁石(直線部)の掘削復旧延長による。

A 掘削復旧面積が二十平方メートルまでのもの又は掘削復旧延長が二十メートルまでのもの

B 掘削復旧面積が二十平方メートルを超え五百平方メートルまでのもの又は掘削復旧延長が二十メートルを超え五百メートルまでのもの

C 掘削復旧面積が五百平方メートルを超えるもの又は掘削復旧延長が五百メートルを超えるもの

四 掘削部分について、工種に異なるものがあるときは、各工種ごとの掘削復旧面積又は掘削復旧延長によるものとする。

五 昼夜連続施工の場合の掘削復旧工事監督事務費の単価は、昼間単価に夜間単価を加えた額の二分の一とする。

●東京都告示第五十号

東京都立公園条例(昭和三十一年東京都条例第七号)第三条第三項の規定により、東京都立公園の位置、区域及び面積を次のとおり変更する。

平成二十七年六月三十日

東京都知事 外 添 要 一

公園名 変更内容 変更年月日

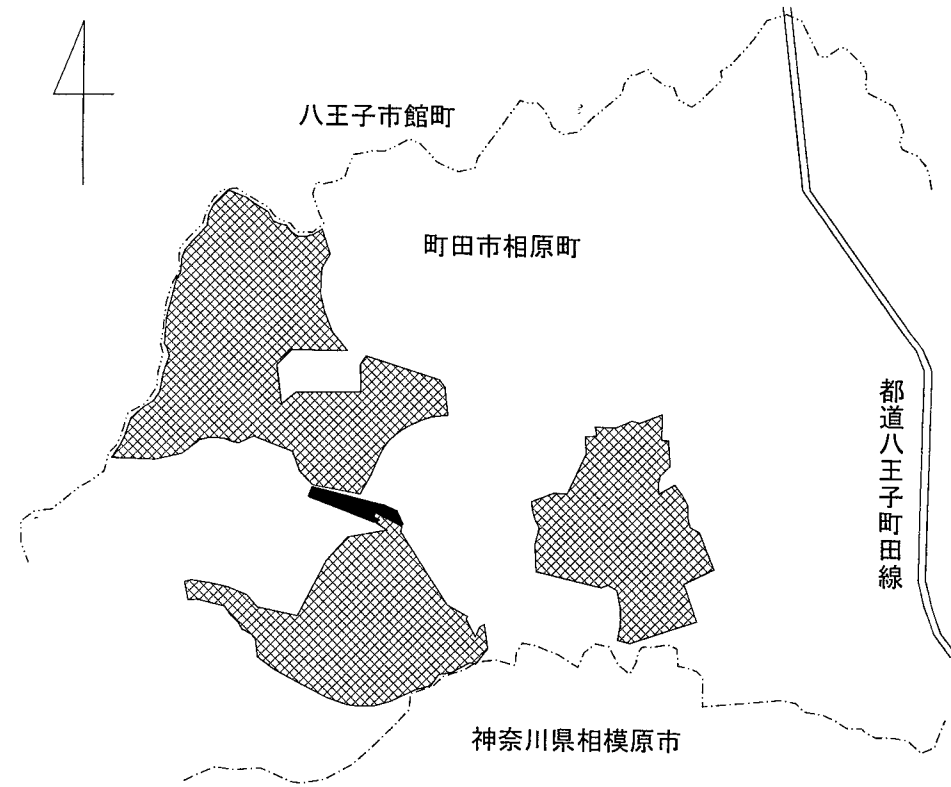
東京都立大戸緑地 別図のとおり 平成二十七年七月一日

別図

東京都立大戸緑地 区域変更略図

変更箇所 町田市相原町

追加区域	面積	平方メートル
変更前の区域	二二一、六六七・四六	平方メートル
変更後の面積	三、〇九一・一四	平方メートル
	二二四、七五八・六〇	平方メートル



●東京都告示第千五百一十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都南多摩西部建設事務所、八王子市役所及び町田市役所において縦覧に供する。

平成二十七年六月三十日

東京都知事 外 添 要 一

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地	区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲
八王子市 小比企町 種田町	201034-K001	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
	201034-K002		
	201034-K003		
	201034-K004		
	201034-K005		
	201034-K006		
	201034-K007		
	201034-K008		
	201034-K009		
	201034-K010		
	201034-K011		
	201034-K012		
	201034-K013		
	201034-K014		
	201034-K015		
	201034-K016		
	201034-K017		
	201034-K018		
	201034-K019		
	201034-K020		
八王子市 小比企町 片倉町	201034-K021	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
	201034-K022		
	201034-K023		
	201034-K024		
	201034-K025		
	201034-K026		
	201034-K027		
	201034-K028		
	201034-K029		
	201034-K030		
八王子市 小比企町	201034-K031	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
	201034-K032		
	201034-K033		
	201034-K034		
八王子市 西片倉一丁目 片倉町	201034-K036	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
	201034-K037		
	201034-K038		
八王子市 西片倉二丁目	201034-K039	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
	201034-K040		
	201034-K041		
八王子市 西片倉二丁目 片倉町	201034-K042	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
	201034-K043		
	201034-K045		

区域の所在地	区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲
八王子市 みなみ野一丁目 みなみ野四丁目 兵衛一丁目 片倉町	201034-K046	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
	201034-K047		
	201034-K048		
	201034-K049		
	201034-K050		
	201034-K051		
	201034-K052		
	201034-K053		
	201034-K054		
	201034-K055		
八王子市 兵衛二丁目	201034-K056	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
	201034-K057		
	201034-K058		
	201034-K059		
	201034-K060		
	201034-K061		
	201034-K062		
	201034-K063		
	201034-K064		
	201034-K065		
八王子市 兵衛二丁目 相原町 宇津貫町 片倉町	201034-K066	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
	201034-K067		
	201034-K068		
	201034-K069		
	201034-K070		
	201034-K071		
	201034-K072		
	201034-K073		
	201034-K074		
	201034-K075		
八王子市 宇津貫町 相原町 宇津貫町 七園一丁目	201034-K076	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
	201034-K077		
	201034-K078		
	201034-K079		
	201034-K080		
	201034-K081		
	201034-K082		
	201034-K083		
	201034-K084		
	201034-K085		
201034-K086			
201034-K087			



区域の所在地	区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲
八王子市	七国一丁目 七国六丁目	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
	201034-K088		
	201034-K089		
	201034-K090		
	201034-K091		
	201034-K092		
	201034-K093		
	201034-K094		
	201034-K095		
	201034-K096		
八王子市 相原町	201034-K097	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
八王子市 相原町	201034-K098		
七国三丁目	201034-K099		
七国四丁目	201034-K100		
大船町	201034-K101		
七国六丁目	201035-K001		
	201035-K002		
	201035-K003		
	201035-K004		
	201035-K005		
	201035-K006		
	201035-K007		
	201035-K008		
	201035-K009		
	201035-K010		
	201035-K011		
	201035-K012		
	201035-K013		
	201035-K014		
	201035-K015		
	201035-K016		
	201035-K017		
	201035-K018		
	201035-K019		
	201035-K020		
	201035-K022		
片倉町 打越町	201035-K023	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
201035-K024			
201035-K025			
201035-K026			
201035-K027			
201035-K028			
201035-K029			
201035-K030			

区域の所在地	区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲
八王子市	201035-K031	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
	201035-K032		
	201035-K033		
	201035-K034		
	201035-K035		
	201035-K036		
	201035-K037		
	201035-K038		
	201035-K039		
	201035-K040		
	201035-K041		
	201035-K042		
	201035-K043		
	201035-K044		
	201035-K045		
	201035-K046		
	201035-K047		
	201035-K048		
	201035-K049		
	201035-K050		
201035-K051			
201035-K052			
201035-K053			
201035-K054			
201035-K055			
201035-K056			
201035-K057			
201035-K058			
201035-K059			
201035-K060			
201035-K061			
201035-K062			
201035-K063			
201035-K064			
201035-K065			
201031-K001			
201031-K002			
201031-K003			
201031-K004			
201031-K005			
201031-K006			
201031-K007			
201031-K008			
201031-K009			
201031-K010			
201031-K011			
201031-K012			
201031-K013			
201031-K014			